

質問

他の自治体でも、子どもの権利の現状が明らかになるにつれ、子どもの思いを受け止め、本来子どもたちが持っているはずの「いのちの輝き」を取り戻すことが重大な課題として認識されるようになり、子どもの権利を守るための条例を定める自治体が増えている。市長は令和3年12月議会において「県の条例により子どもの人権救済のための調整機能がすでに確立されており、本市の子ども達を含めて県内全体での子ども支援を総合的に推進し、子どもの最善の利益を実現できていると捉えている」と答弁されたが、はたして子どもの最善の利益は実現できているか。子ども達に「あなたはかけがえのない大切な存在。権利を守るために勇気を出して相談してほしい。一緒に考えるよ。」というメッセージをしっかりと届けるために基礎自治体でなければならないことがある。松本市のように子どもの権利を守るための条例を作り、子どもの権利を守る仕組みを整備することが必要ではないか？

答弁 こども未来部長

県が制定した「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」により、いじめや虐待をはじめとした子どもの人権に関する救済機能が確立されており、子どもの最善の利益を実現できていると捉えている。子どもの権利を守る具体的な仕組みについては相談と救済の2つの場面があり、救済については全県を統一した機関に委ねるのがよいと考えているが、相談に関しては基礎自治体として工夫して取り組む余地があると考えている。市のホームページで子どもの権利に関するページを新設して市民に周知を図る。4月からオープンした子ども総合支援センターが子どもの権利を守るための相談窓口となる。教育現場で進める一人1台タブレットを活用して子どもたちから直接相談を受け付ける重要なツールとなることを期待している。

質問を終えて

「子どもの権利条例」の必要性については市長と意見の隔たりがありますが、少なくともこども未来部としては、厳しい状況に置かれた子どもの存在を認識していることがわかりました。4月から設置された「子ども総合支援センター」が子どもの権利を守るための相談窓口となる、とのことですので、その取り組みを見守っていきたいと思います。

子どもたちから「相談してもいいと知らなかった。」という言葉が聞かれます。「人に迷惑をかけてはいけない。人に頼ることはよくない。」そんなメッセージを知らず知らずのうちに私たちおとなが発してしまっているのかもしれませんが、松本市のように「うれしい気持ち、悲しい気持ち、いろんな気持ちを聞かせてくれたら嬉しいよ。あなたの気持ちを大切に、一緒に考えるよ。」そんなメッセージを子どもたちに繰り返し伝えていく取り組みが必要ではないでしょうか。

小林ふみ子のまちづくりクラブのホームページで全ての報告をご覧ください。

アドレスはこちら→ <https://seikatsushanet.com> QRコードはこちら →



裏面は「本当にこれでいいの？地方臨時交付金の使いみち」6月定例会一般会計補正予算案への反対討論の報告と、「ゲノム編集トマトの苗が小学校に無償配布される？」のお知らせがあります。